

## 県産木材試作品開発等補助事業募集要項

### 1 趣旨

県産木材のブランド力を生かし、東京圏における販路拡大を図るため、県産木材製品の試作品の開発及びその製作や、展示会への出展などの販売促進に関する取組に対し支援する補助事業を実施する。

本要項は、「県産木材試作品開発等補助事業費補助金交付要綱」、「県産木材試作品開発等補助事業実施要領」に定めるもののほか必要な事項を定める。

### 2 応募者の要件

次の全ての要件を満たす応募者を募集する。

- (1) 県内に事業所を有する者であること。ただし、知事が特に必要があると認めるものについては、この限りではない。
- (2) 県産木材を活用する取組又は活用に向けた取組を行う者であること。
- (3) 次のいずれかの事業実施主体に該当する者であること。
  - ① 林業者又は林業者等の組織する団体
  - ② 木材関連業者又は木材関連業者等の組織する団体
  - ③ 製品の企画、開発若しくは設計を行う事業者又はこれが組織する団体

### 3 補助事業の内容等

- (1) 事業内容、補助率等。

事業内容	補助対象経費	補助率
県産木材のブランド力を生かし、東京圏における販路拡大を図るため、県産木材を使用した試作品の開発、製作及び展示会への出展などの販売促進に関する取組を支援する。	1 賃金（技術者給等） 2 報償費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、印刷製本費等） 5 役務費（通信運搬費、保険料等） 6 使用料及び賃借料 7 備品購入費 8 委託料	当該経費の 2分の1以内

- (2) 次に掲げるものは補助対象としない。

- ①事業費の額が10万円未満となる事業
- ②補助対象経費にかかる消費税及び地方消費税
- ③補助金交付決定日以前に発注、購入、契約等を行ったものに係る経費
- ④事業実施期間内に業務が完了しない経費

- (3) 詳細は「県産木材試作品開発等補助事業実施要領」を確認すること。

#### 4 補助金の額及び予定採択件数

- (1) 補助金の額は、補助事業に要する経費の2分の1以内の額とし、予算の範囲内において交付する。
- (2) 事業の規模は、1件あたり100万円（補助金額50万円）程度、採択件数は4件程度を想定している。

#### 5 事業実施期間

補助金の交付決定日から令和7年3月7日（金）まで

#### 6 募集期間、応募方法

##### (1) 募集期間

令和6年5月31日（金）～令和7年1月6日（月）

ア 郵送の場合は、令和7年1月6日までに応募先に到着したものに限り有効とする。

イ 持参の場合は、令和7年1月6日の午後4時までに応募先で受け付けたものに限り有効とする。

※応募を受け付けたものから、内容を審査し、予算額を超えた時点で募集を締め切る。

##### (2) 応募書類

次の①～④の書類のすべてを提出すること。

①県産木材試作品開発等補助事業応募書【様式1】

②事業計画書【様式2】

③事業費の内訳【様式2別紙】

④誓約書【様式3】

##### (3) 提出部数

正本1部

応募書類一式をPDFにした電子データ（電子メール等）

##### (4) 応募先

応募書類は、以下の応募先まで郵送又は持参により提出すること。

また、郵送で応募した際には、以下の電話番号に連絡すること。

山梨県 林政部 林業振興課（山梨県庁本館8階）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

TEL：055-223-1653

Email：ringyo@pref.yamanashi.lg.jp

## (5) 質問及び問い合わせ先

質問及び問い合わせは募集期間内に電子メールで行うこと。

また、電子メールを送信した際には、以下の電話番号に連絡すること。

山梨県 林政部 林業振興課 (山梨県庁本館 8 階)

TEL : 055-223-1653

Email : ringyo@pref.yamanashi.lg.jp

## 7 補助事業者の審査方法

### (1) 審査方法と審査の観点

書面審査を行う。応募者の要件や対象経費の確認を行った後、次の観点から総合的に審査するため、応募書作成の際は留意すること。

ア 製品の特性・市場性（地域や客層の明確性、需要、技術を活かした付加価値の有無等）

イ 実現可能性（予算、スケジュール等）

ウ 地域貢献度（県産木材の販路拡大に向け実施する取組等）

### (2) 審査結果の通知

審査結果は、書面にて応募者に通知する。なお、審査結果に対する異議申立て、質問等は受け付けない。

### (3) 採択の取消

次のいずれかに該当する場合は採択を取り消すものとする。なお、採択の取消により、応募者に生じた損害について県は一切の負担義務を負わないものとする。

① 応募要件に該当しないことが判明した場合

② 応募書類に虚偽の記載があった場合

③ 採択を辞退した場合

## 8 補助金交付申請の手続き

補助事業者として選定後、補助金交付申請に必要な手続き等について通知する。通知の内容に従い速やかに手続きを行うこと。

## 9 その他

(1) 提出された応募書類は返却しないものとする。

(2) 採択件数が満たない場合などは再募集を行う場合がある。